

議案第六号

杉並区介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

(設置)

第一条 介護従事者の処遇改善を図るといふ平成二十一年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、杉並区介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」といふ。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、杉並区が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確實かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確實かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

一 杉並区が行う介護保険に係る第一号被保険者の介護保険料について、平成二十一年四月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合

二 前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合

(委任)

第七条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、

基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。

（提案理由）

介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置する必要がある。